

要員の適格性

JIAの職員であること。

過去2年間、供給者の役員及び職員で無いこと

学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業(大学院においては修了)していること

認証の対象となる製品に関する知識を有していること

認証に係る製品の検査又は試験に、規定する以上の期間従事していること

認証業務の対象となる製品に係る供給、設計又はコンサルタント業務に携わっていないこと

学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業し、4年以上の実務経験及びその中で2年以上の品質管理、検査業務又は関連実務の経験があること、若しくは大学を卒業又は大学院を修了し、2年以上の実務経験かつ品質管理、検査業務又は関連実務の経験のあること

標準化及び品質管理に関して、十分な知識を有すること

以上